

# 令和7年度竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務 プロポーザル実施要領

## 1 業務名

令和7年度竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務

## 2 業務の目的

この業務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定保健指導等の円滑な実施および特定保健指導等の利用率を向上させることを目的とする。また、業務を委託するに当たり、豊富な専門知識やノウハウを有する事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に勘案し、当該業務の目的および内容に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 3 業務の内容

別紙「令和7年度竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務仕様書」のとおりとする。

## 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 5 見積限度額

見積額の上限は、10,759,100円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

## 6 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条および「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）および「第2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律および関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康局）および「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」（令和6年3月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室）に沿って特定保健指導を実施できること。
- (3) 類似の保健指導サービス業務について実績があること（特に市町村国民健康保険での保健指導の実績があれば望ましい）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号に該当しないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (5) 竜王町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年竜王町告示第1号）による指名停止を現に受けていないこと。

- (7) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者およびその開始決定がされている者
  - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (8) 仕様書を満たす実施体制を確実に配置できること。
- (9) プライバシーマークまたは ISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得していること。
- ※参加意向申出時にそれを証明する書類（認定証の写し）を本町に提出するものとする。
- (10) 第3期竜王町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）および第4期竜王町国民健康保険特定健康診査等実施計画の内容を理解し、特定保健指導等の利用率向上について効果的な提案や協議ができること。

## 7 プロポーザル参加意向申出書の提出

- (1) 提出期間  
令和7年4月25日（金）から令和7年5月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法  
プロポーザル参加意向申出書（様式第1）に、会社概要（任意様式）、業務実績調書（様式第2）プライバシーマークまたはISO/IEC27001（JISQ27001）の認定証の写しを添付のうえ、住民課窓口へ持参または郵送により提出すること（提出期間内に必着するものとし、配達完了が確認できる書留郵便または宅配業者等による信書便に限る）。
- ※会社概要は、設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）および業務内容等について具体的に記載すること。
- なお、会社パンフレット等で記載内容を満たしている場合は、それを添付してもよい。
- (3) 提出先  
〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町住民課 医療年金係あて
- (4) 提案資格確認結果の通知  
参加申込者が参加資格要件を満たす者であるか確認したときは、参加資格の有無および必要事項を提案資格確認結果通知書（様式第3）により、令和7年5月16日（金）までに参加申込者に通知するものとする。なお、確認結果に対する問合せおよび異議申立ては、受け付けない。

## 8 本業務に対する質問等

- (1) 受付期間  
令和7年4月25日（金）から令和7年5月7日（水）正午まで
- (2) 提出方法  
本実施要領、委託業務仕様書等について不明な点がある場合は、プロポーザルに関する質問票（様式第4）に明瞭に記入のうえ、電子メールにて送信すること。なお、送信後は必ず電話で送信確認を行うこと。

(3) 提出先

竜王町住民課 医療年金係あて

アドレス：[juzei@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:juzei@town.ryuoh.shiga.jp) 電話：0748-58-3702

(4) 質問の回答

質問者の名称等は伏せたうえで、令和7年5月8日（木）までに竜王町ホームページにおいて公開するものとする。

(5) 留意事項

来所や電話による口頭での質問は受け付けない。

## 9 業務提案書等の提出

本業務への参加資格を有する者は、実施要領および仕様書に基づき、次のとおり提出すること。なお、提出された書類については、審査結果にかかわらず返却しないものとする。また、参加を辞退する場合は辞退届（様式第6）を提出することとし、期限までに業務提案書または辞退届の提出がない場合は、参加を棄権したものとする。

(1) 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時必着

(2) 提出先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町住民課 医療年金係あて

(3) 提出書類

提出書類	記入内容等	備考（規格等）
①業務提案書 （様式第5）	1 企画提案の理念と基本方針 2 仕様書の各項目に沿った業務実施内容・方法および目標達成のための方策・取組 3 業務実施体制 4 業務実施スケジュール 5 提案時点で想定する効果的な特定保健指導利用勧奨の仮デザイン案、または過去の類似業務におけるデザイン実績 6 その他独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>表紙のみ様式第5を使用</li> <li>A4横書とし、書式、頁数、縦横については特に定めない。（A3による折込頁の挿入は可とする。）刷色は任意とするが単色のみも可。文字の大きさ等見やすさには留意すること。</li> <li>1冊に製本（左2箇所ホチキス止、両面印刷可）して提出すること。</li> </ul>
②業務実績調書 （様式第2）	過去5年間に受託した国・自治体におけるこの業務に類する業務の実績	様式第2を使用
③見積書	業務内訳の明細を記載したもので、一式計上はしないこと。	消費税および地方消費税を含まない金額を見積書に記載すること。見積書封入封筒の封じ目に封印のうえ提出すること。
※①および②については8部、③については1部提出すること。		

## 10 提案書の無効

- (1) 提案者が同一事項のプロポーザルに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提案に対して談合等の不正行為があったとき。
- (4) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影もしくは重要な文字の誤脱、または見積内容の訂正が識別しがたい訂正であったとき。

## 11 プレゼンテーション審査方法

選定委員会を設置し、審査により業務の内容に最も適すると認められる受託候補者を決定する。

### (1) プレゼンテーションおよびヒアリング

日 時	令和7年5月30日（金）※詳細な時間は別途通知する。
場 所	竜王町総合庁舎会議室 ※詳細は別途通知する。
出 席 者	出席者は3人以内とする。本業務に直接関わる予定の主担当者は、必ず出席すること。
方 法	・業務提案書に基づき、1者20分以内のプレゼンテーションおよび約20分の質疑を行う。プレゼンテーションは主担当者が行うこと。 ・電源、スクリーン、プロジェクターは本町で用意するが、パソコン、ケーブル等その他必要な機器は提案者が持参すること。

### (2) 評価基準等

竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務プロポーザル評価基準表（別紙）のとおり、各委員が審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者に決定する。

### (3) 受託候補者の決定

最終的に選出された事業者に対しヒアリングを行い、契約内容の調整を行ったうえで受託候補者に決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の事業者と再度ヒアリングを行うものとする。本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1者の場合であっても、選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その者を受託候補者に決定する。

## 12 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に審査結果および受託候補者名を書面により通知するものとする。なお、審査結果に対する問合せおよび異議の申立ては受け付けない。

## 13 提案書の非公開

業務提案書類は全て非公開とする。ただし、竜王町情報公開条例（平成14年竜王町条例第31号）、その他の法令等により規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

## 14 スケジュール

令和7年4月25日	案件公開
令和7年4月25日～5月7日	プロポーザルに関する質問票受付期間 (質問については5月8日までに竜王町ホームページ上で回答)
令和7年4月25日～5月9日	プロポーザル参加意向申出書提出期間
令和7年5月16日	提案資格確認結果通知書送付
令和7年5月16日～5月23日	業務提案書等提出期間
令和7年5月30日	業務提案書に基づくプレゼンテーション審査日
令和7年6月上旬	プロポーザル結果通知書送付
令和7年6月中旬	契約締結

※このスケジュールは、現時点の予定であり、変更になることがある。

## 15 その他

- (1) 業務提案書等の作成および提出、プロポーザルに伴う一切の経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (2) 一度提出された業務提案書等の修正は受け付けない。また、書類は返却しない。
- (3) 参加意向申出書および業務提案書等の提出期限の延長は行わない。

## 16 問合せ先

竜王町住民課 医療年金係 担当：川内・本間  
〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
電話 0748-58-3702、FAX 0748-58-3707  
E-Mail [jyuzei@town.ryuoh.shiga.jp](mailto:jyuzei@town.ryuoh.shiga.jp)

竜王町国民健康保険特定保健指導および利用勧奨等業務プロポーザル評価基準表

区分	評価項目	着眼点	配点	
1	業務 企画 評価 (45)	基本的な考え方、 法令等の理解	本業務の目的や内容を理解した内容か。国の動向、制 度変更を踏まえた提案となっているか。	5
2		アピールポイン ト、企画力	提案内容について、想像力・独創性があるか。 提案内容に、裏付けや説得力があるか。	10
3		業務（イベント） の工夫	対象者に魅力あるイベントとなっているか。 通知物（チラシ等）に参加を促すような工夫が施され ているか。	10
4		個人情報保護等	個人情報保護の観点が遵守されているか。 個人情報の管理体制が適切か。	5
5		安全管理	事故があった場合等の危機管理対応等は十分か。 苦情処理や事故発生時の対応方法が適切か。	5
6		自由提案	業務を補完するための有効な追加提案があるか。	10
7	業務 遂行 評価 (55)	業務推進体制	業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。業務を 円滑に行うための人員配置および危機管理等の体制が 整っているか。	10
8		同種業務や類似業 務の実績	過去2年間に受託した特定保健指導において、以下の 項目について高い実績があるか。 ・ 特定保健指導類似事業の保健指導実施者数 ・ 特定保健指導の案内・勧奨等を行った対象者のうち 評価まで終了した者の割合（市町村国保限定）	10
9		支援方法（指導の 質・効果）	特定保健指導の効果を高めるため、対象者の特性に応 じた効果的な支援を行い、対象者の行動変容および行 動継続につなげることができるか。	10
10		効果的な利用への 誘導	対象者を利用につなげる工夫がされているか。	5
11		途中脱落防止の工 夫	利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工 夫がされているか。	5
12		スケジュール管理	業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、 効率的かつ効果的に事業の実施ができるような工夫が なされているか。	5
13		見積価格	提案の内容に対し適正な金額であるか。予算額で対応 できる金額であるか。事業に必要な経費が、効果的・ 効率的な実施に配慮した形で計上されているか。	10
合 計			100	

**【受託候補者の選出】**

審査は、この基準表により配点する。

参加者に対し、審査委員別に配点を行い、その合計点が参加者の合計点とする。

合計点が同じ場合は、見積価格の少ない方を高い順位とする。

合計点の最も高い参加者の順位を1位とする。

順位が1位の者を受託候補者として選出する。